

『寝屋川市みんなのまち基本条例』「第4章 議会」 に関する検証の結果

1 趣 旨

『寝屋川市みんなのまち基本条例（以下「本条例」という。）』第27条において、「市長は、この条例の内容について、この条例の施行の日（平成20年4月1日）から5年を超えない期間ごとに検証を行う」旨を定めています。

前回の検証（平成24年度）から5年を迎えるに当たり、本条例中「第4章 議会」の内容について、議会自らが、主体的に、取組を整理し、検証を行うものです。

2 取 組

(1) 議会の役割（第13条）

議会は、市の実情を踏まえ、市民のニーズに応じて、条例の制定・改廃や予算の議決等を基盤として施策を決定したり、行政の事務の執行を監視し、けん制する役割を果たしています。

そして、議事機関として、条例の制定・改廃、予算、決算の認定などについて、審議を行い、議決権を的確に行使しています。

なお、市議会として初めての取組となる、議員提案による政策条例として、「寝屋川市空き家等の適正管理等及び老朽危険建築物等に係る対策の推進に関する条例」を平成28年度に制定しました。

【平成24～28年度の主な取組】

○ 主な議決の件数

※弧内は、議員提案の件数（内数）

	条例・規則の 制定・改廃	予算	決算の認定
平成24年度	42件(4)	26件	6件
平成25年度	28件(1)	26件	7件
平成26年度	41件(6)	24件	7件
平成27年度	40件(2)	27件	7件
平成28年度	37件(1)	26件	7件

○ 議員提案一覧

	条例・規則の 制定・改廃	意見書	特別委員会設置
平成 24 年度	4 件	7 件	1 件
平成 25 年度	1 件	9 件	0 件
平成 26 年度	6 件	14 件	0 件
平成 27 年度	2 件	7 件	0 件
平成 28 年度	1 件	15 件	1 件

(2) 議会の責務 (第 14 条)

議会は、住民の代表機関として市民の意思が市政に反映されるよう、市の事務について調査し、及び監視する機能を果たすことに努めています。

また、議会だよりやホームページ等による情報提供、会議録の公開、会議の傍聴、本会議映像の配信など、市民に分かりやすい議会運営の推進を図っています。現在は、中核市移行に関して調査・協議を進めています。

【平成 24～28 年度の主な取組】

○ 情報提供等

議会だより・声の議会だよりの発行(各年度5回、平成 28 年度から A4 冊子・カラー化)、ホームページの更新、会議録の作成 等

○ 本会議映像の配信

本館ロビーにおける生中継(平成 25 年 3 月～)、インターネットでの録画配信(平成 28 年 3 月～)

○ 本会議の傍聴時における手話通訳の実施

○ 会議の傍聴者数〔本会議〕

	5月臨時会	6月定例会	9月定例会	12月定例会	3月定例会
平成 24 年度	1 人	117 人	144 人	52 人	99 人
平成 25 年度	2 人	110 人	108 人	65 人	47 人
平成 26 年度	0 人	109 人	122 人	106 人	75 人
平成 27 年度	10 人	171 人	133 人	115 人	82 人
平成 28 年度	2 人	56 人	72 人	105 人	102 人

○ 特別委員会の設置

新ごみ処理施設建設調査特別委員会（平成 24 年度）

中核市移行調査特別委員会（平成 28 年度～現在）

(3) 市議会議員の役割と責務（第 15 条）

議員は、議会の構成員として、本会議や委員会において、会派代表質問・一般質問や所管質問及び質疑等により、市政への提案や提言等を行うなど、公正かつ誠実に職務を遂行しています。

また、これまで、議会における諸課題等について、自主的に調査・研究を行う等、議会改革に取り組んでいます。

【平成 24～28 年度の主な取組】

○ 会派代表質問・一般質問の質問者数 * = 会派代表質問

	6月定例会	9月定例会	12月定例会	3月定例会
平成 24 年度	16 人	16 人	12 人	* 4 人
平成 25 年度	16 人	15 人	17 人	* 4 人
平成 26 年度	18 人	16 人	16 人	* 5 人
平成 27 年度	* 5 人	20 人	25 人	* 5 人
平成 28 年度	16 人	22 人	19 人	* 5 人

○ 調査研究等の実施

- ① 寝屋川市議会議会費等に係る調査研究会〔平成 24 年 2 月～平成 25 年 4 月〕
- ② 寝屋川市議会の在り方研究会設置〔平成 25 年 10 月～平成 26 年 3 月〕
- ③ 寝屋川市議会諸課題等研究会設置〔平成 27 年 7 月～平成 28 年 5 月、平成 28 年 8 月～平成 29 年 5 月〕

3 検 証

本条例中「第 4 章 議会」について、構成、内容等を、「社会情勢に適合しているか」、「形骸化していないか」、「本市にふさわしいものであり続けているか」の 3 つの視点から検証した結果、見直し等の特段の必要性は認められないものと考えられます。